

菊池家所蔵「当山修験并神子御條目」について

関口 真規子

埼玉県立文書館には、「当山修験并神子御條目」(菊池家文書No.4)

という資料が収蔵されている。これは、武蔵国足立郡小室(現伊奈町本町)の氷川神社別当であった永河山密蔵寺吉祥院十四世住持某によって文政三年(一八二〇)に書写され、伝えられてきたものである。

『新編武蔵風土記稿』(卷之百四十六 足立郡之十二 小室領)の「本村」内「氷川社」項によると、同社は小室郷八ヶ村之鎮守であったという。そしてその別当を勤めた吉祥院は、肥後国住人であった一阿(応安二年(一三六九)寂)によって開かれたとも記されている。江戸時代の吉祥院は、京都醍醐寺の三宝院門跡の直末であるとともに、修験道当山派の内にあつては「武州小室触頭」(菊池家文書No.3 「当山真言修験宗御掟書」)を務めており、地域の有力修験寺院として活動していたことが窺い知れる。

本資料には、当山派棟梁でもあつた三宝院門跡やその下にある当山派惣役所、寺社奉行から下された法度が収録されている。各法度の冒頭には、それが下されるに至る経緯が朱書で簡潔に記され、その後本文が記されている。以下、各法度が下された年紀と表題を掲出順に掲げる。なお、差出等が本文中に明記されていない場合、冒頭の朱書の内容から補って()内に記した。

①享保七年九月(一七三二)

【表題】「條法」【差出】(三宝院門跡)

②明和二年(一七六五)

【表題】「定」【差出】「諸国当山派 惣御役所」

③明和二年

【表題】「定」【差出】「諸国当山派 惣御役所」

④延宝二年(一六七四) 八月五日

【表題】「御法度之事」【差出】(寺社奉行所)

⑤延宝七年(一六七九) 二月十四日

【表題】「^巫女法度之事」【差出】(寺社奉行所)

⑥天和三年七月十三日(一六八三)

【表題】「御法度之事」【差出】(寺社奉行所)

⑦元禄六年(一六九三) 十月十七日

【表題】「惣注連下定書証文之事」【差出】(寺社奉行所)

⑧元禄十三年(一七〇〇) 五月

【表題】「定」【差出】(寺社奉行所)

⑨寛保元年十二月(一七四一)

【表題】「定」【差出】(三宝院門跡)

⑩元禄二年(一六八九)五月

【表題】「修験法式條目」【差出】「三宝山院御門主御内 菩薩院」

右のように、各法度はおおむね年代順に書写されており、延宝二年から明和二年まで、およそ九〇年の間に三宝山院門跡方もしくは当山派惣触頭役所、寺社奉行から、修験者や神子に下されたものである。その内容は、前半①～③・⑩が当山派修験者に対する法度で、後半④～⑨が神子支配に関する法度である。また文中には書き損じや挿入文などといった校正の痕跡は、僅かな例を除き殆ど見られない。また防虫効果を期待してか、何葉かの銀杏が挟み込まれている。

江戸時代には英彦山や羽黒山といった僅かな例外を除き、全国の修験者は醍醐寺三宝山門跡を棟梁とする当山派、もしくは聖護院門跡を棟梁とする本山派によって統括された。江戸時代を通じて継承されてきた当山・本山両派の独立性と、両門跡による修験者支配の形態を保障する根本的な法となったのは、慶長十八年(一六一三)に大御所徳川家康ならびに將軍徳川秀忠から下された、いわゆる修験道法度であった。この法によって確定された修験者の支配形態は、明治五年の修験宗廃止令によって修験道が廃止されるまで続けられた。

ところで中世の修験道において、最も権威ある存在であったのは、室町期以降に歴代門主が熊野三山検校を務めてきた聖護院門跡であったといえよう。聖護院門跡は、十四世紀頃から各地の熊野先達や、修行道場を拠点に集団化した修験者を包括する形で形成され、教団の規模を拡大していった¹⁾。一方の当山派は、慶長期(十七世紀初頭)に三宝山門跡を棟梁と仰ぐまでは特定の棟梁を仰ぐことがなく、大和国とその周辺の寺院に止住する修験者集団(先達衆)が年番によって行う

自治と、修験者が入峯期間中に開く合議で運営されていた²⁾。すなわち

この時期の当山派は、近世期のような、本山派に比肩するだけの社会的位置付けにはなかったことが明らかとなっている。この見方に即すと、中世における当該集団と、三宝山門跡を棟梁に据えて本山派と双壁をなした修験道教団である近世の当山派とは区別されるべきである。とはいえ、本稿では近世当山派に関する記述が大半であり、混乱を避けるため一貫して当山派の名称を使用することを予めことわっておく。

さて、中世の聖護院門跡は、修験者全体に支配的影響を及ぼしたが、それは当山派に対しても同様であった。それゆえ、当山派先達衆は三宝山門跡を仰ぐことに独立した教団として存続する可能性を見出し、慶長年間に至って三宝山門跡を「当山本寺」(「義演准后日記」慶長三年(一五九八)四月十二日)と仰ぎ始める。そして慶長八年(一六〇三)、三宝山門跡と聖護院門跡との間に、当山派修験者に対する金襴地結袈裟着用の許可に端を発した相論が起こった。その後、三宝山門跡は徳川家康から「当山・本山各別」という裁許を受け、当山派は聖護院門跡からの干渉を受けない独立した教団と社会的に位置づけられた(「同前」同年十月八日)。とはいえ、当山派と本山派(及び両門跡)の相論は終息せず、徳川家康と幕府は「永代之御法度」(「本光国師日記」慶長十八年四月七日)とするために、改めて修験道法度を下したのである。

こうした経緯を経て、三宝山門跡は当山派棟梁であることが世俗権威によって保障された。しかしこの時点で、即座に三宝山門跡による当山派支配体制が確立したとは言い難い。それは修験道法度が下されてから後も、先達衆によって継承されてきた自治的な運営形態が残さ

れていたことに示されている。具体的にいえば、世俗との交渉や派内修験者間の相論に関する裁許・仲介などといった、より高い社会的権威が求められる事柄は三宝院門跡が、そして入峯や修験道自体に関する問題は先達衆らが扱っていたのである。³⁾ その理由に、先達衆が三宝院門跡を棟梁に仰ぐことで教団の独立性を保たせつつ、当山派運営を主導することを企図していたこと、そして当時の三宝院門跡自身が大峯での入峯を実践したことがない「未入峯」(「義演准后日記」慶長八年八月十二日)であったことが大きな原因と考えられる。

三宝院門跡の当山派支配が飛躍的に展開したのは、修験道法度から約四〇年ほどを経てからのことと指摘されている。⁴⁾ 当時の三宝院門跡は義演より二代後の高賢で、彼は寛文八年(一六六八)に当山派棟梁として初めて入峯した。⁵⁾ 高賢は大峯の小篠において將軍家や女院等を施主とした大護摩祈禱を執行した。そして元禄十三年(一七〇〇)には、小篠の聖宝堂ならびに役行者堂修造の開眼供養を目的とした入峯へ赴いた。これにより、先にも触れた棟梁の「未入峯」の問題は克服されたのである。

さらに高賢の入峯とほぼ時を同じくして、当山派が発する補任状等には、高賢の花押の印判が捺されるようになったこと、三宝院門跡を正嫡とする修験道法流の恵印流が創始されたこと、諸国当山派修験者の惣頭役所である鳳閣寺が任じられたことにも表れている。このように高賢の時代に、三宝院門跡による当山派・修験道への影響は強まったのである。

以上については、先行研究で概略的に示されており、江戸時代における当山派の支配は、棟梁を軸にした系統と先達衆を軸にした系統が

菊池家所蔵「当山修験并神子御條目」について(関口)

併存する「二重支配」であったと性格づけられている。⁶⁾ とはいうものの、実際の三宝院門跡による当山派支配がどのように展開したのかという根本的な点でも、未だ考えねばならぬ点が多い。

さて、詳細は翻刻部を参照されることとして、ここでは特に注目すべき点にのみ触れておきたい。本資料は、修験者や神子に対する細かな規定を随所にみることができ、末端にまで棟梁の支配を行き届かせようとしていたことが窺える。それには、当山派諸国惣頭役所という、修験道統括を専らとする三宝院門跡直轄の機関の設置が不可欠であったことは想像に難くない。そして本資料に所収される法度の多くが、先述のような三宝院門跡の当山派支配が進展した過程で発せられている。すなわち本資料は、末端修験者の支配の実態を物語るばかりでなく、未だ明らかにならぬ点の多い近世当山派の歴史を考えると、重要な示唆を与えるものといえる。なお、「菊池家文書」中には同筆からなる「当山真言修験宗御掟書」(No.3)が納められており、一部本資料と重複する部分がある。こちらも併せて参照されたい。

最後に、当山派の神子について触れておきたい。本資料は、表題からも明らかとなり、神子支配に関する内容を含む。女性宗教者の一つの存在形態であるミコの漢字表現には、「巫女」をはじめ「神子」などがあり、別称も「かんなぎ」・「ふじよ」・「いちこ」などがある。⁷⁾ 武州忍の長寿院院主であった長円が明和五年(一七六八)に記した「当山修験諸記録」⁸⁾は、近世の当山派について述べているものであるが、そこではミコについて「我邦ニテハ女巫ヲ神子、或ハ縣神子トイヒ、俗ニハ市子トイフ」と述べており、呼称の豊富さが示されている。

る。このように、歴史上使用されてきたミコに関する名称は多岐にわたるが、本資料では一貫して「神子」と表記されているため、以下これに従って筆を進めたい。

さて、神子に関する論考は様々あり、修験道教団を構成する一部という文脈で触れられてきたこともあるが、当山派の神子については必ずしもその実態が明らかになっていないとは言えない⁹⁾。

当山派の神子に関する数少ない研究として、柳田国男氏のもの¹⁰⁾が夙に知られるが、柳田氏は同派修験者の「添合」(妻)である神子について、近世神道を支配した吉田家との関係をめぐる一件を軸に論じられている。その中で、柳田氏は当山派の神子について「伊勢方と云ふのは神子持修験である」と触れている。確かに「義演准后日記」から知られるように、当山派には四派があり、そのなかに「伊勢衆」(「伊勢方」)があることは史料上からも確認できるが、そこには伊勢衆独自の特性としての「神子持」については触れられていない。

また西田長男氏は、関東一円の修験道に連なる神子について分析されている¹¹⁾。ここでは修験者の母や姉妹、子、孫といった血縁者や配偶者といった血統相続で神子職が継承されていたことと、関東にその数が集中していたことを指摘している。とはいえ前掲の「当山修験諸記録」では、当山派の神子の所属形態について、当山派修験者の「添合」であるか、「社家妻」・「百姓妻」でも当山神子の「注連筋」に連なっているかの二通りであると記している。つまり神子職継承の正嫡たるかは別にして、神子が当山派に所属する要件として、「添合」たることが絶対ではなかったのである。また神子は修験者の妻として付随的立場にありながらも、「注連筋」という独自の師資関係を有していた

ことが判る。本資料でも跡目相続や「注連筋」について触れている箇所があり、そのことから神子存続の実態を窺い知ることができよう。

以上、本資料の概要と修験道史における意義について縷々述べてきた。本資料は棟梁による修験道支配の様相と、修験者・神子という庶民に最も近い宗教者の姿とを活写するものといえよう。先にも触れた通り、当山派に関する研究は、史料上の制約もあり、未だ研究の余地を多く残していることに変わりはないが、本資料によってその解明が進められることが期待される。

註

- (1) 長谷川賢二氏「中世後期における顕密寺社組織の再編―修験道本山派の成立をめぐって」(『ヒストリア』一二五、一九八九年)、同氏「中世後期における寺院秩序と修験道」(『日本史研究』三三六、一九九〇年)。
- (2) 宮家準氏「修験道組織の研究」(春秋社、一九九九年)、鈴木昭英氏「修験教団の成立と展開」(法蔵館、二〇〇三年)。以降、特に註を付さない場合、当山派については拙著「修験道教団成立史―特に当山派を通して―」(勉誠出版、二〇〇七年)に拠っている。
- (3) 拙稿「修験道之管領」と三寶院門跡(永村真編「醍醐寺の歴史と文化財」勉誠出版、二〇一一年)。
- (4) 註2鈴木昭英氏、宮家準氏。
- (5) 「高賢聖宝堂安置尊像開眼記」(「醍醐寺文書聖教」五二函六三号四一番)。京都府京都市の真言宗醍醐派総本山醍醐寺には、八〇〇函に収められた一〇万点にのぼる文書・聖教類が伝存され、そのうち五〇〇函までが「醍醐寺文書聖教」として国宝に指定されている。本稿でも当該資料群を示すにあたり、「醍醐寺文書聖教」の名称を用いておきたい。

(6) 註2鈴木昭英氏。

(7) 『古事類苑』「神祇部四十五 神職上」所収「巫女」・「神子」項および『日本国語大辞典』「みこ」項(第2版、小学館)。

(8) 「祠曹雜識」卷第七十二所収。なお、本稿では『内閣文庫史籍叢刊』第9巻「祠曹雜識(三)」(汲古書院、一九八一年)を参照した。

(9) 管見の限り、近世以前の当山派における神子に関する記述はほとんどいってよいほど見ることはできない。辛うじて『義演准后日記』に「伊勢衆・愛宕衆・熊野衆・居客四衆在之、居客トハ、方々ノ勸進ヲハセス、大峯斗ヲ修行スル由也、熊野ハ、比丘尼ヲ勸進ニ歩スル也、(後略)」(寛永二年(一六二五)六月廿八日)とあり、勸進を行う「比丘尼」の存在が知られる程度の記述である。

(10) 柳田國夫「巫女考」『定本 柳田國夫集』第九巻(筑摩書房、一九六二年)所収、初出は一九一三年。柳田氏は「文政年中佐渡に起つた当山派の修験神子と吉田家側の訴訟の始末」を通して当山派の神子に言及している。ここでは、「真言山伏の妻たる神子も神主の女房と同じやうな託宣營業が出来た」ことや、「神主と山伏とが専ら争奪闘争の目的としたのはやはり地の利の多い八州の平原であった」ことが述べられており、本資料の内容とも深く関わっている。

(11) 西田長男氏「修験道添合神子」(『神道及び神道史』7、国学院大学神道史学会)。

〔凡例〕

一、本稿では、可能な限り原文の体裁を忠実に表しているが、紙幅の都合上、一箇条内における原文の改行は「 \sloppy 」で示している。

一、『』で括った文字は朱書、「」で括った文字は異筆を示す。

一、漢字は原則として常用漢字を使用している。

一、原則として、送仮名は資料の表記に従っている。(例)「より」↓「 カ 」↓「 も 」↓「 茂 」

一、翻刻文には読点、並列点を適宜加えている。

一、双行、行間書は可能な限り原本の体裁に従って表記した。

一、虫損・破損部分により翻刻できない箇所は□表記とした。

〔当山修験并神子御條目〕

〔縦帳、法量縦二四・二糎×横一六・八糎、35丁、後補表紙青地菊花唐草文様〕

(内表紙)

文政三^{庚辰}年 (朱八角印) 〔武州小室郷 水川社別当 吉祥院什物〕

当山修験并神子御條目

(墨印) 〔永河山 密藏寺〕 二月八日 武州足立郡小室 吉祥院 永河山密藏寺

條法^(1オ)『享保七寅年 公辺伺之上、從御門主、御條目被 仰出候、(朱長
方印「教貫」

当山修験道之儀、如古法、新規非例、不可有之旨、毎度申渡といへとも、未々之もの、近来ノ條法に背輩有之様、相聞候間、此度相改ノ被 仰出候、御條目之趣、

一 当山修験、專祈願相勤、

大祖理源大師御入峯以来、入峯怠慢なノし、然に近年、入峯怠も之有之様に、相聞ノ候^(1ウ)、弥入峯相励へし、併入峯に事を寄ノせ、猥に檀家へ勸化いたし、施物を受け、ノ私用を専らとし、入峯ノ作法、疎成るノ時者、実儀を失ひ、世・出世に相背候間、ノ是等之儀、堅く柔和如法、自他門同意事

一 檀家より、祈願頼来候節ハ、檀越の志にノ任せ、丹誠有へし、尤

施物之分量、不相ノ定、夫相応之供物相備、仮令施主望候と^(2オ)も、外斗相^(計、以下同)かさり候様成^ル莊嚴、有之間敷ノ候、并饗応重々、或ハ酒宴かましく相成ノ候へ者、実儀に不相叶候間、仮令施主望候ノとも、遂行を膳部等、一汁二菜、品により一ノ汁三菜、酒二献に限へし、若珍客有之候ノとも、二汁三菜、酒可為三献事

附妻帯たるによつて、且家心安音曲等ノ望候共、一向左様之義、有之間敷事

一^(2ウ) 修験一宗ニ而、滅罪取納候処、法事等有之ノ節、斎・非事一汁三

菜、禁酒たるへし、且ノ又一派之内、一派引導、并宗旨請合証文等、ノ指出来候処も有之、又ハ他宗之引導請之、ノ宗門請合他寺

江相頼候所も有之由、粗相ノ聞へ、何れ之所共難斗候、一流引導并宗旨ノ請合差出来候所者格別、他宗之引導并宗ノ門請合之儀、不都合に候間、連々其所之御支^(3オ)ノ配方江申達、他宗江不入組様、可為尤事

一 衣服等之儀、院号以下緒袖を至極とすノへし、袈裟衣之儀者、前々より相定通たるノへし、惣而衣類に限らず、万端輕く可有ノ之事、

後住之儀、子孫或ハ弟子等を以、相統之儀、有ノ来通たるへし、若子孫・弟子等無之節ハ、ノ其所之触頭江相達、下知を請へし、若金銀^(3ウ)ノ之私欲、又ハ檀家・俗家指図之由ニ而、仕方ノ勝たる儀有之候ハ、過失之上、後住此方々ノ申付へし、并弟子契約^{ケイ}之節ハ、其本身をノたし、專修験道を相学せ、不行跡之ノ儀無之様、專要たるへき事

一 祖師講之儀、一ヶ年に壹度、其所之袈裟頭・ノ帳本方江、帳下之

者共、致会合、読經・修念ノ之儀、有来通、相違有之間敷候、但所によつて、ノ鳥目^(4オ)・八木等、触下之もの令持参、其当日ノ供物料、或ハ饗応相賄ひ候由、向後祖師ノ講之節、一汁一菜、或ハ赤飯等ニ而、禁酒たるノへし、出錢老人々、百銅に限へし、若当日ノ病氣、又ハ通さる用事有之候ハ、近所仲間江ノ相達、触頭江

遂断、出錢可指出事

一 公事沙汰之儀、修験之本意にあらず候、但ノ境内山林・田畑・寺

附之品々、謂なく相掠^(4ウ)ノられ、当分始終難立わけハ格別、其外私ノ欲之筋を以、及 公訴候事、以之外^ニ候条、堅ノく可相慎事

右條々、堅可相守之、并前々被 仰出候ノ御條目、不相背、惣而宜からざる儀共ハ、早速相改、修驗道之行儀、如法ニ相勤旨、此度從ノ御門跡被 仰出候、若違犯之輩、於有之者、急度可ノ申付者也、

享保七^(5ウ)壬寅年九月

定『明和二丙年、從 御門主、被 仰出候、古法之趣ニ隨ひ、條目被指出候、江戸僧侶江定書如左、』

一 任「リ」

將軍家御掟書、為当山・本山格別之條、ノ可奉守互ニ無混乱、糺法脈、専ら御掟書事

一^(5ウ) 御法度之宗門、自分者勿論、弟子・同行并親ノ族・召仕等、其外門前・町屋、且所持町地・借家ノ之ものニ至迄、可相改之事、
一 当山一派、行学無懈怠令勤修、并宗門之古ノ法者勿論、享保七寅年、被經

公儀被差出候、相守御條目、都而可為以柔和ノ如法之行儀、修学專要事

附当山門中之儀、同行・衆徒共ニ、以 大祖^(6ウ)ノ尊容、剃髮を本意とす、依之交衆之ノ初より、得度・剃髮、自他門同意可心得事

一 弟子・交衆之儀、生国由緒相糺、俗姓・宗門ノ聞届、慥成証人取之、式拾歳より以下之ものノ可契約、其節者、月番之役僧江相達、弟子証ノ文章案、并交衆等之儀、請差図大峯先達、直ノ同行者格

別、又同行之もの、合衆者勿論、願ノ当人之師匠、加印ニ而、願書相認、尤致交衆ノ候者者、童形之俣、^(6ウ) 祿所江召連、可相願候、勿ノ論其砌之取斗、可任古法ニ候、且又未々之ノ同行、其師匠を差越へ、相對ニ而、不可致直ノ同行ニ候、或ハ他所江後任ノ弟子等ニ遣候ハ、双方々ノ書付差出、先方之法脈ニ相改可申候、是を以、ノ一派之名目ニ、袈裟引と称し来候、尤相對ニ而、ノ他之同行、妄ニ不可掠取之事

附落隨之出家・行人・願人之類、或ハ医^(7ウ)ノ師等、并金銀を以、一切弟子、取問敷候事

一 對師匠、無礼不可有之、師又弟子・同行非道ニノ不可掠之候、兼而不隨師命者有之就、又者不ノ如法之儀ニ而、可致法脈斷絶候ハ、達 祿所江、ノ其科失之輕重を糺し、可有沙汰事

一 入峯之節者、有来通 祿所江可相訴候、然処ノ当人一分之届耳ニ而、合衆一同不申出、猥ニ相成ノ候、向後師匠者勿論、合衆一同江相達、書付連^(7ウ)ノ印ニ相認、月番役僧與判取之、 祿所江可申ノ届、尤師匠添状取之、可令人峯候、笈実之ノ儀、直弟子者格別、未々之同行者、其師匠可ノ捌之、尤多分之笈実取之候ハ、僉儀之上、ノ可為越度事

一 醍醐 御殿江罷出、官位昇進者不限、何等ニノ奉願候節者、從祿所之添簡を以、可罷出、ノ江戸発足前、 祿所江於不相達者、祿所違^(8ウ)ノ背之例ニ准し、可有其沙汰事

一 官途之儀、經次第階級候を以、為本意之ノ処、初入峯分進極官候

類、稀ニ者有之候、たとへ／極官ニ相進候共、古来々通三通と号し候、院号・坊号・錦地之三通を堅可受之事

附惣而院号以上之補任於相請ハ、錦／地之免許可相受候、尤

帰国之節者、官／位等之次第、補任状令披露、具ニ／^(8ウ)禄所江

可申届候、但致年峯来候もの／ハ、相定候事故、不及書付、

届斗可有／之候事

一 諸法事・大衆参会・神事等之節ハ勿論、兼／而一宗之不乱威儀、如法ニ相心得、官階相／当之可為衣体事

附平日之儀、輪袈裟着用者、通途た／る間、尤次第之事

一^(9オ) 鈴繫并直綴之儀、禄所江罷出候節ハ勿論、／途中往返、常可為着用、非許之衣体等／ハ、堅禁制之事

一 無官のもの、桃地白房、又ハ紺地、且輪袈／裟等着用、但從 禄所差図を以、一日晴之／儀者不論、官階差別候段、古法之通、可相／心得事

一 諸法会着座之次第

法印^(9ウ) 大越家 阿闍梨 権大僧都

権少僧都 三僧祇 二僧祇 一僧祇

権律師 院号 坊号

右、段々追次第、可着座、但双職之者ハ、官／途之遅速、同年之位階者、入峯之數、峯數／同等之者ハ、交衆之年臈、交衆同時之者／ハ、世寿之數、相年之ものハ、其院之世代、起／立之新古を以、可相定之事

一 附未^(10オ)修行之者ハ、交衆之遅速を以、／可定之余者、可准上事

一 祈禱に事よせ、人亡・盜賊・邪法ケ間敷怪／異之儀、堅令停止候、并占方等之儀、施主之望ニ候ハ、格別、表として不可取扱之候事

一 途中修行之儀、不如法之儀者、從古来、一／宗之禁制たるによつて、弥堅可相守候、／当山派を真似、不審有之者、或ハ改札、不^(10ウ)致所持もの、於致修行者、相改可及其／沙汰候事

一 附行衛不知もの、扶袈裟、或ハ海道／契約と号し、止宿等堅停止之事

一 公儀并御本寺江言 上候儀、且 禄所江訴／申儀者、合衆一同江相逢、遂相談、当人者勿／論、合衆連印ニ而書付仕立、月番之役僧江申／出内、吟味請之候上、與判取之、 禄所江可申／^(11オ)出候、但時刻難延儀、其外速疾たる儀者、／直ニ可任ヌ 禄所江申出指揮事

一 附印形改、又ハ取替等届之儀、是又同／前之儀ニ候、尤爭論等之儀、役僧江訴出候／節、双方吟味、口書取之濟儀ニ候ハ、濟之、／於滯者、召連 禄所江、相訴可有沙汰事

一 一派衆議之内、不法有之、令衆拔候就、又者弟子・同行致出奔、／^(11ウ)公儀江申上置候ものハ勿論、一宗構之もの／抱置候就、たとへ一宿たり共、堅令停止／候、若外々露頭におゐてハ、急度可有沙汰候并三日以上之旅行、合衆江相逢、月番／之役僧與判之書付指出、帰国次第可相／届候事

一 後住定め、死跡相統等之もの、血脈を以／相極候、為宗風ニ付、

弥可為其通、且血脈之^(12オ)弟子無之者、嫡弟子可相統、若又子細有
／之者、一流之内、又者俗家分筋目相改、貫請／相統之弟子、可
相極候、尤遺状等有之ハ、／祿所江差出可任沙汰候事

一 出奔者之儀、存中リ候所々、五日之内相尋、弥／不相見候ハ、
六日目書付を以、 祿所江申出可／任沙汰候事

附合衆対談・役僧奥印等、可准前條事

^(12ウ) 一 礼節之儀、 祿所者勿論、役僧たり共、一派／執役たるの間、失
敬不可有之候、尤役僧之／内、老若・官途未滿たり共、其執事を
以、不／礼不可有之候事

附役儀退候上者、衆儀一同之儀たるへく候事

右、十九箇條、雖為古法、弥可相守之企、新／規就非例、不可乱一派
之掟鑑候、若違乖／之輩、於有之者、忽任宗門之法例、急度可／有^(13オ)
御沙汰者也、

明和二酉年 諸国当山派惣御役所

『正徳三年申渡之趣、享保二十年再申渡、并当明和二年／猶又 醍醐表江窺之上、
申渡之、／明和二酉年諸国之役僧江、定書被 指出候、如左古法之趣、准前⁽¹⁾』

定

一 從^(13ウ)
公儀御掟書、為当山・本山格別之条、可奉／守、互ニ無混乱糺法
脈、專御掟書事

菊池家所藏「当山修験并神子御條目」について (関口)

一 御法度之宗門、自分者勿論、弟子・同行并／親族召仕等、其外門
前・町屋、且所持之／町地借家之ものニ至迄、可相改之事

一 当山一派、行学無懈怠、令勤修并宗門／之古法者勿論、享保七寅
年被經

公儀、被差出候相守御條目、都而可為柔／和如法之行儀、修学專
要事^(14オ)

附当山門中之儀、同行・衆徒共ニ 大祖之／尊客、剃髮を本
意とす、交衆之初より、／得度剃髮、自他門同意ニ可心得事
一 諸国之門下、相守一派之法、式者勿論、其国之／掟、無混乱、可有
沙汰事

附

公儀 御本寺江、願訴訟等者勿論、触下／之者、当 御役所
江申出品有之節者、触／頭之添簡を以、可罷出事^(14ウ)

一 弟子交衆之節者、俗姓・宗門相糺し、証人／を定め、師弟契約す
へし、但不相極以前、／其前之触頭江相達、差凶之上、可相定候、
且／又未々之同行、其師匠を差越へ、相對ニ而、／不可致直同行
候、或者他所江、後任弟子等ニ遣候ハ、双方分書付取替シ、
先方之法脈ニ、相改／可申候、是を以、一派名目ニ袈裟引と称し
／来候、尤相對ニ而、他之同行、妄不可掠取之事

附落隨之出家・行人・願人之類、或ハ医／師等、并金銀を以、
一切弟子取間敷事

一 对触頭并師匠、無礼不可有之、師又弟子同／行、非道ニ不可掠之

候、兼而不随師命者有之就、又者不如法之儀ニ而、可致法脈斷絶候ハ、／触頭江相達、其科失之輕重を糺し、当御役所江伺之上、可有沙汰事

一 入峯之節者、触頭方江相届、^{カクミ}駟出之砌、補任状を以、触頭方江可披露、笈実之儀、直弟子ノハ格別、末々之同行者、其師匠可捌之、尤多ノ分之笈実取之候ハ、僉儀之上、可為越度事

一 官途之儀、經次第階級候^{キウ}を以、為本意之処、初入峯進極官候類、稀ニ者有之候、たとへ極ノ官ニ相進候共、古来より通・三通と号候、院号・坊号^{16オ}・錦地之三通者、堅く可受之事

一 一派引導之儀、先年被 仰出候趣、弥相守、他ノ宗不入組様、可心得事

一 一派引導・宗門請、文者、其所之触頭分ノ可差出、并引導焼香等之儀、是又触頭役儀ノ附候条、古法堅く可相守事

但触下之もの所ニ寄宗判、自判ニ而済来ノ候分者、其通新規ニ自判差出候儀、不相成事

^{16ウ} 掟書之外、御本寺思召之趣、年々廻状を以ノ触流候、式目銘々写置、触下江可申渡事

一 当山一宗之坊、附地所他門江讓渡間敷事
諸法事・大衆参会・神事等之節者勿論、兼ノ而一宗之不乱威儀、

如法ニ相心得、官階相当ノ之可為衣体事
附平日之儀、輪袈裟着用ハ、通途たる間、心ノ次第之事

^{17オ} 山寺号相称し度ものハ、触頭遂吟味、堂ノ社別当、或ハ古跡地之由

緒も有之、当

御役所江申出、及指図候者ハ格別、何等之品もノ無之もの、山寺号相名乗候儀、堅不相成候ノ間、触下之輩江、此旨可申聞事

附山寺号、当 御役所ニおゐて聞届之上、ノ相称候而茂、於格式者、差別無之候、修驗ノ相続、数代連綿之証而已ニ而候、^{17ウ} 改格昇進之ノ節ニ者無之条、心得違有之間敷事

一 触下之輩、遠近ともに触頭江年礼、或ハ其外ノ会合等、無遅滞罷出へし、毎年 御本寺ノ冥加銀、触頭方江訖度差出、改札可引替冥加ノ銀之儀、十五歳より可指出、たとへ幼年たりノ共、交衆之上、一派人別改帳面ニ相載、例年之ノ改札、可請取之、并無役・^{18オ} 隠居之類茂、同前たノるへき事

諸法会着座之次第

法印 大越家 阿闍梨 権大僧都

権少僧都 三僧祇 二僧祇 一僧祇

権律師 院号 坊号

右、段々追次第、可着座、但双職之ものハ、官途ノ之遲速、同年之位階者、入峯之數、峯数同等ノ之者者、交衆之年膺、交衆同時之ものハ、世ノ寿之數、相年之ものハ、其院之世代起立之ノ^{18ウ} 新古を以、可相定之事

附未修行之者ハ、交衆之遲速を以可定之、ノ餘者可准上事
一 祈祷ニ事よせ、人亡・盜賊、邪法ケ間敷怪異ノ之儀、堅令停止、并占方等之儀、施主之望ニ候ノハ、格別表として不可取扱之候

事

一 途中修行之儀、不如法之儀者、從古來一宗之禁制たるによつて、

弥堅可相守候、当山／派を真似^(19才)、不審有之もの、或ハ改札不致所

／持もの、於致修行者、相改可致其沙汰候事

附行衛不知もの扶袈裟、或ハ海道契／約と号し、止宿等堅停

止之事

右條々、雖為古法、弥可相守之、企新規非／例、不可乱一派之控鑑候、

若違背之輩、於／有之者、忽任宗門之法例、訖度可有御沙／汰者也、

明和^(19ウ)二酉年 諸国当山派惣御役所

〔正徳三年申渡之趣、享保二十年再申渡、并当明和二年、／尚又 醍醐表江窺

之上、申渡之、〕

〔延宝二^甲寅年七月十八日、当山方神子之儀、或者小／注連と申候而、前々々

有来支配下仕候、然処、小注連之内、／折々神子職分ニ不似合不^ニ之義、有之

候段、粗相聞へ候故、／寺社 御奉行戸田伊賀守殿、小笠原山城守殿、本多

／長門守殿江罷出、前段之趣、同奉願候処、同年八月二日、／伺之通、被為

仰付候、依之当山神子之輩江、相触候法度／書之趣、左之通、尤江戸諸国配下

江申渡置候也、〕

^(20才)御法度之事

一 今度從

御公儀、御当地并在々所々之神子之筋目、／御吟味被成候ニ付、

菊池家所藏「当山修驗并神子御條目」について（関口）

我々之妻女共、前々々神子／筋ニ而、聞神弟子ニ相極申所、実正御座候事

一 神子跡目、弟子壻人宛より外ニ抱申儀、御法度／被 仰付候事

一 跡目養子仕候時、注連頭江斷、慥成証人を／取抱置^(20ウ)、口寄之筋た

るもの、跡目ニ仕間敷事

一 神子神前ニ而、湯立・神樂仕候ハ、注連頭江斷、／執行可申事

一 跡目弟子、何方江縁組仕候共、俗人ニ者そはせ／申間敷事

一 神子檀方江罷出申時、供之女ニ鈴舞衣着せ／申間敷事

一 妙儀神託之儀、堅停止被 仰付候事

右^(21才)之通、相背申間敷候、若違犯仕候者、於／有之者、御穿鑿被成、神

子職急度御取上被／成、其上何様被 仰付候共、我々一言之儀、申間

敷／候、為後日、判形仕指上候、仍如件、

延宝二年寅八月五日

〔延宝七^丑未年、松平山城守殿、板倉石見守殿江相伺、／当山方神子職之者江條目

を以、申渡置候、如左、〕

^(21ウ)〔巫〕女法度之事

一 小注連一円抱申間敷事

一 妙儀詫祈禱、堅停止之事

一 注連筋御当地ニ而立可申事

一 不行歩故、内外之諸祈禱成不申、神子実／子者勿論、養子ニ而も、

遺跡立可申事

一 病氣ニ而、檀方用かけ申候時ハ、其組頭江遂斷／札を借り、名代ニ

而、旦那相勤、本祓致候者、札返シ／可申事^(22才)

一 夫持之於輩者、一家方式人宛出候而茂、不苦／候事

一 連神楽ニ出申間敷候、但新規神子ハ、習学／之ためニ而候間、十

五日か置、連修行有免之事

一 神子弟子取候者、夫婦共ニ慥成請証扱／立、師匠・組頭江遂断取

可申事

一 社家・博士等^{〔ハカセ〕}ニ、修驗添合より、注連免シ／申間敷候、并俗人ニ、

曾而神子為添申間敷／候事

右之箇條、

御公儀様御意伺、相定候間、無相違、急度／相守リ可申者也、

延宝七年未二月十四日

^(23才) 天和三癸亥年、当〔山〕方神子職之儀ニ付、^{〔御〕}□窺之上、先／格を以、神子中江法

度書を以、申渡置也、如左、

御法度之事

一 今度従

御公儀様、御当地并在々所々之神子之筋／目、御吟味被成候ニ付、

我々之妻共、前々々神子／筋ニ而、聞神弟子ニ極申処、実正ニ御

座候事

一 神子跡目弟子老々外ニ抱置申儀、

御法度ニ被 仰付候事^(23才)

一 跡目養子仕候時、注連頭江断、慥成証文を／取、抱置口寄之筋た

る者、跡目ニ仕間敷候事

一 神子於神前湯立・神楽等仕候者、注連頭江／断、可致執行事

一 跡目弟子、何方江縁組仕候共、俗人ニ者そはせ／申間敷候、并何

方致縁逢候共、師匠江礼儀可／相勤之事

一^(24才) 神子、旦那江罷出候時、供之女ニ鈴舞衣着せ／申間敷事

一 妙儀・神詫之儀、堅停止被 仰付候事

右之通、相背申間敷候、若違犯之輩、於有之／者、被成御僉鑿、神子

職急度被成御取上、／其上如何様被 仰付候共、我々一言之儀、申間

敷候、／為後日、判形指上申候、以上、

天和三癸亥年七月十三日^(24才)

〔元禄六癸酉年三月十一日、寺社 御奉行松浦／宅岐守殿江当山方神子勤方取

之儀ニ付、奉伺候上ニ而、／当神子之者江定書を以申渡、請文印形取之、右定書

ハ左、

惣注連下定書証文之事

一 従

御公儀様、前々被 仰付候神子職作法、急度／可相守候、自然邪^(25才)

法行申者御座候ハ、注／連仲間ニ而吟味仕、注連元江断申、其

人神職停止可申候事

一 居跡無之、他注連々養子仕候者、弥此方之／注連ニ相究、注連元

江御断申、帳面ニ載、連判ニ／入可申候事

一 向後神職致させ候弟子・小注連等、段々帳／面ニ載、判形可仕候、

判形無之者ハ、六ヶ敷出／来候共、注連元江少茂御苦勞掛申間敷

候事

一 病死仕候而、繼目無之、又者如何様之儀ニ而、神ノ子職止候共、

小注連等之分者、注連下支配ニノ可罷成候事

一 神職ニ付、不屈之者、并注連元江打絶不參之ノ輩者、鈴・注連御

取上ケ可被成候、其時少茂ノ違背申間敷候事

右之條々、堅可相守候、為其連判如件、

〔^{26才}〕元禄六年癸酉十月十七日

〔元禄十三辰年二月廿六日、寺社 御奉行永井伊賀守ノ殿江、国々神子改之儀、

奉伺候、同月廿七日御内寄合、青ノ山播磨守殿・阿部飛騨守殿・松平志摩守殿・

永井伊賀ノ守殿、御一同御列席ニおゐて、江戸之通、国々をも一同、神子ノ可相

改旨、尤之趣、同之通可相改旨、被 仰渡候、右同之上、ノ神子定書七ヶ条を以、

諸国神子共江、申渡候定書、如左、

定

〔^{26ウ}〕一 神子・神職之儀、前々相勤、新規非例有之間敷ノ事

一 神子注連筋之儀、注連元江無懈怠可相勤、ノ若出入致出来、注連

元江尋候節、不動之ノ節有之候ハ、出入相濟候上ニ而、不屈可

申付事

一 神子実子・養子、又者小注連等、他江致縁ノ組候節、先茂神職ニ

而、神子之家督取申定ニ候ハ、此方之注連相離、先々可致注

連勿論、ノ手前江呼取候共、是又可為同前、但不相定前、ノ此方

江申聞以後、出入無之様、可差函請、私意ノを以、注連筋混乱仕

候ハ、可為越度事

附万一不縁ニ而戻候ハ、元江可為注連筋事

式拾六年以前、延宝二年小注連一代切ニ罷成ノ候所、近年奉公人

之下女召抱、小注連と名付、ノ切々致欠落、又者不屈之儀共致出

来、度々ノ御奉行所江罷出、神子・神職不行儀至極ニ候間、ノ唯

今有来候小注連を、先年之通、一代切ニ仕、ノ自今以後、小注連

一切召抱申間敷候、若実ノ子・養子茂無之、神職相続之もの無之

候ハ、ノ此方江相届、弟子老人宛、可取之、無届我假ニノ弟子

取候ハ、師匠共神職可停止事

附吉田官仕候ハ、此方江可相届、兼々ユミノ置、吉田官之

節、注連元取替、出入ニ罷成ノ候儀、度々有之間、可相慎事、

〔^{28才}〕今度神子相改候ニ付、度々内吟味之上、此外尅ノ人茂無之段申ニ

付、如斯連判申付候、若此度之ノ帳面ニ漏候ハ、假令妻子ニ候

にて候とも、神子ノ職不罷成候、勿論当山方之内、紛神子有之ノ

候ハ、其当人召抱之者迄、可為不屈、惣而神ノ子ニ不似合仕方

有之候ハ、御奉行所江申上ノ候間、家業大切ニ可相勤事

附此度相渡候札、所持不仕、当山方神ノ子有之候ハ、互ニ

相改、申披無之候ハ、鈴取ノ上、此方江持參可仕事

一 前々当山方より本山方・羽黒方、又者町ニ罷在候社家妻江注連

免し置、亦者本山・羽ノ黒ノ町家之社家妻より、当山方江注連免

候ノ分茂、唯今迄之儀者其通ニ候、自今以後者、ノ当山方神子ノ

本山・羽黒・町社家・転士之ノ妻江、注連免申間敷候、勿論此方

江茂請問敷候、^(29才)／当山一派之内、又者御当地ニ而、一社之神主方
々、／注連請可申候、夫共ニ、新規ニ注連免し、或ハ／請候ハ、

此方江申聞、其上ニ而可相定、無沙汰ニ／請免候ハ、可為誤事

附弟子不届も候而、注連抔停止候ハ、／此方江申来、吟味
之上、可停止之事

一 当年より、例年神子老人にて、鳥目百錢／宛差出、札可取之、勿
論毎年右之札、引替^(29ウ)／可申事

右、七ヶ條之儀者、元禄十二卯年五月、／御奉行所江奉伺、江戸当山
方神子有之山伏／中・神子中江申渡候趣ニ而候、就夫当山方神子、／
注連筋依所⁽³⁰⁾ニ、座頭并俗人等江茂、注連免出入／申来候ニ付、再往
御奉行所江奉伺、諸国一同／改候間、得其意、神子有之面々江可申渡
候、且／又遠国ニ而七ヶ條之内、早速此方江難申越儀者、／其所々之^(30才)
帳本中ニ而、吟味之上申渡、役錢差／越候時分、可相届、其外注連筋
ニ付、難心得／儀者、此方江可相窺候也、

元禄十三辰年五月

『寛保元酉年十二月、再往儀

三宝院御門主、被、仰出候條目、如左、

但正徳年中条目茂、元禄十三年之通故、爰略^(30ウ)

定

- 一 神子・神職之儀、如前々相勤、新規非例有／之間敷事
- 一 神子注連筋之儀、注連元江無懈怠可相勤、若出入致出来、注連

元江尋候節、不勤／之節有之候ハ、出入相濟候上ニ而、不届之
咎、／可申付事

一 神子実子・養子、又ハ小注連等、他江致縁^(31才)／組候節、先茂神職ニ
而、神子之家督取申／定ニ候ハ、此方之注連相離、先々注連ニ
致／すへし、勿論手前江呼取候共、是又可為／同前、但不相定前、
此方江申聞以後、出入／無之様、可請指図、以我意、注連筋混乱
／仕候ハ、可為越度事

附万一不縁ニ而茂候ハ、元之可為注連／筋事

^(31ウ) 去延宝二年、小注連一代切ニ罷成候処、近／年奉公人之下女召抱
小注連と名付、切々／致欠落、又者不届之儀共致出来、度々罷
出、神職ニ不似合・不行儀至極ニ候間、唯今有／来候、小注連ハ
先年之通、一代切ニ仕、自今／以後、小注連一切召抱申間敷候、
右小注連／一代切之儀、先年茂 御奉行所江相伺候上、／申渡置
候条、弥其旨可相守候、若実子^(32才)／養子茂無之、神職相続之者、
無之候ハ、／此方江相届、弟子老人宛可取之、届茂／無之、我
俣ニ弟子取候ハ、師弟共ニ、神職／可停止事

附吉田裁許状請ハ、此方江可相届／候、兼々工置、吉田裁
許状請之候節、注／連元取替、出入ニ相成候儀茂有之条、／
右躰之儀、有之間敷事

^(32ウ) 今度神子相改候ニ付、内吟味之上、此外／老人茂無之段申ニ付、
如斯連判申付候、／若此度之帳面ニ洩候ハ、仮令妻子たり／と
も、神子職不相成候、勿論当山添合注／連筋之内、紛神子有之候

ハ、其当人召抱之者迄、急度申付候、惣而不法之仕方ニ有之候ハ、御奉行所江茂申上、可為越度条、家業大切ニ可相勤事

附改札所持不仕、当山添合注連筋之ノ神子有之候ハ、互ニ相改申披無之候ハ、ノ断置此方江、可相訴事

一 前々当山添合注連筋より、本山派・羽黒ノ方、又ハ町ニ罷在候社家妻江、注連免置、或ハ本山・羽黒・町社家之妻より当山添合江注連ノ請候分茂、唯今迄之儀者、其通ニ候、自今以ノ後者、当山添合神子より、本山・羽黒并町社ノ家・転士之妻江、注連免申間敷候、勿論此方江ノ茂、相請問敷候、当山一派之内、又者御当地ノにて一社之神主方、注連請可申候、夫共、新ノ規ニ注連免、或ハ請候ハ、此方江申聞、其上ニ而可ノ相定、無沙汰ニ請免仕候ハ、可為誤候事

附弟子・神子不屈茂候而、注連杯停ノ止候ハ、此方江相訴、吟味之上、可為停ノ止事

一^(34オ) 当山添合并注連筋之神子、如例年、壹ノ人にて青銅百錢宛、年々差出、改札可ノ引替事

右、七箇條之趣、元禄十二卯年五月十二日、正ノ徳四年年十月六日申渡処、猶又此度相改ノ候、弥注連筋無相違、古法之通相守、新ノ規之儀者、窺来注連筋、無混乱様、可為ノ専要候、若箇條之趣、於相背者、吟味之上、ノ其品^(34ウ)を以、可為越度者也、

寛保元辛酉年十二月

菊池家所藏「当山修験并神子御條目」について（関口）

「元禄二巳年五月、從 御門主、被差出候條目、如左」
修験法式條目

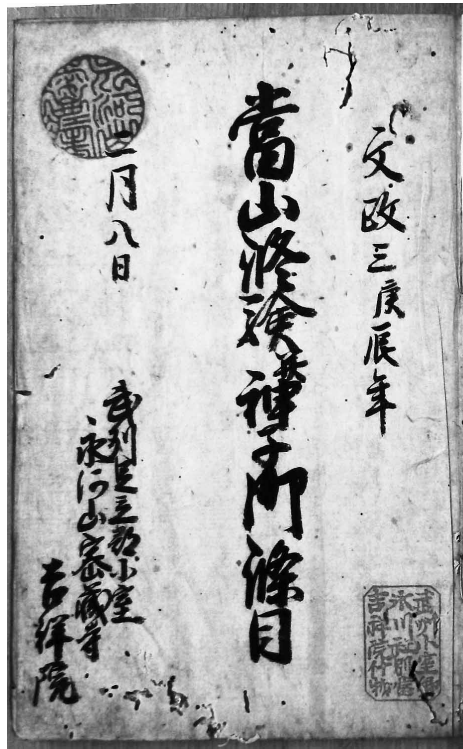
一 熊野巡礼、褰摺家内之祈禱、注連ノ幣束并日光先達者、不及申、
驗者寄附^(35オ)ノ之祈禱、諸山諸社之先達、鎮守之幣束、ノ新造・遷宮
等、注連御祓家内之神之ノ幣束、湯火切示等、可相勤、尤修験守
ノ子之導師迄、可相勤候、

右者、先年本山・当山出入有之節、寛文八ノ年戊申十二月廿六日、右
之御條目、被 仰付ノ候、法式古法之通、当山之修験、堅可相守者也、
元禄二巳巳年五月^(35ウ) 三玉院御門主御内 菩薩院

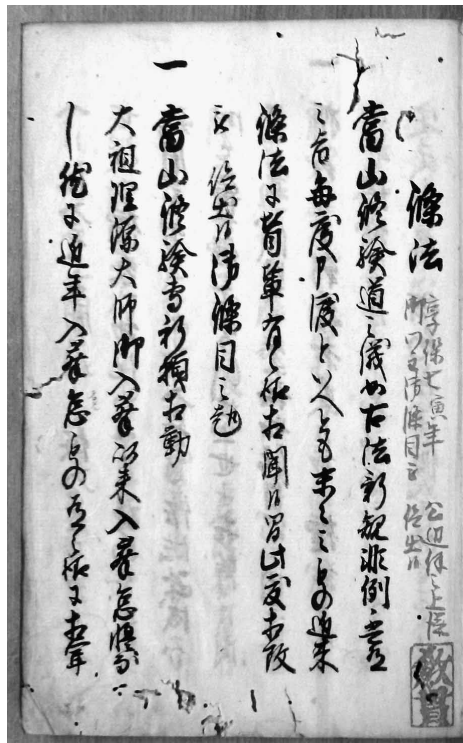
諸国当山 一派中

文政三庚辰年二月上旬

永河山密藏寺吉祥院十四世法印再写、



【内表紙】



【第1丁表】